

大岳発電所更新計画環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、九州電力株式会社が、大分県玖珠郡九重町において、出力 12,500kW 級の地熱発電所を更新し、出力 14,500kW 級にするものである。

一般的に、地熱発電は再生可能エネルギーの普及に資するものである。

本事業は地上部発電設備の更新計画であり、本更新計画では新規の掘削等は伴わないなど地中における熱水の取得量・還元量及びその方法等に変更は伴わないこと、進入用道路の設置等に伴う土地改変はされるものの、更新される発電所本館・冷却塔等は発電所敷地内に設置されることから、一般的な地熱発電所の新設と比較して、本更新計画による環境影響は小さいことが想定される。

一方、本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、阿蘇くじゅう国立公園に指定されている区域が存在しており、自然環境の保全上、重要な地域であるため、自然環境等の改変が最小限となるよう配慮されていなければならない。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

- 1．環境保全措置に位置づけられている排水の環境監視並びに温泉及び移植した植物に関する環境監視を適切に実施するとともに、温泉影響について地元関係者と適切に共有すること。また、その結果を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減する観点から、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- 2．追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- 3．施設供用後、長期的には還元井の機能低下した場合に新規掘削の可能性があるとされていることから、それに伴う追加的な環境影響が懸念される。そのため還元井等は、付着したスケールの浚渫及びサイドトラック掘削等により、できる限り長く維持し、新規掘削を最小限とすること。